

畜産環境整備等に関する新たな補助付きリース事業の実施について

(財)畜産環境整備機構 業務部

1. 経緯及び概要

畜産環境整備リース事業のうち、いわゆる補助付きリース事業については、平成9年度から始まり、その後、平成11年度の家畜排せつ物法の制定に伴い新たに畜産農家に課せられることとなった家畜排せつ物の管理基準の達成を促進するためその強化が図られ、平成19年度まで畜産環境特別対策事業として実施してきましたが、その結果、家畜排せつ物の管理施設の整備率はほぼ100%となり、その目的は達成されました。

しかしながら、補助付きリース事業に対する要望が引き続き強いことから、新たな畜産情勢等を踏まえた新事業が検討され、独立行政法人農畜産業振興機構(ALIC)の公募事業とされましたが、応募の結果、当機構が事業実施主体となり、平成20年度から、引き続きALICの助成を受けて、家畜排せつ物利活用推進事業(たい肥調整・保管施設リース事業。補助率2分の1)及び畜産経営生産性向上支援リース事業(補助率3分の1)の補助付きリース事業を実施することになりました。

なお、それぞれの事業に係る当機構の事業実施要領等はこの記事の執筆時点でまだ検討中で確定していない点があることをお断りしておきます。

また、補助金はつきませんが、通常リース事業については、引き続き従来どおり実施します。

2. 家畜排せつ物利活用推進事業(補助率2分の1)

(1) 趣旨

堆肥生産施設の整備等に伴い生産された堆肥の一層の利活用の促進が課題となっています。生産した堆肥については、自ら又は地域内において有効利用することが基本であり、このためには、耕畜連携の強化、耕種農家のニーズに即した堆肥作り等が課題です。この

事業は、畜産農家と耕種農家が連携した堆肥調整保管施設等の整備を促進することにより、家畜排泄物の利用の促進を図ろうとするものです。

(2) 貸付対象施設

貸付対象施設は、基本的に「堆肥の調整保管施設」であり、これと同時に貸し付ける場合に限り、「堆肥の調整機械」、「散布機械及び運搬機械」を貸し付けることができます。

別表「貸付対象施設等及びその貸付期間」

項目	貸付対象施設等	貸付期間(年)
(1)たい肥の調整・保管施設	堆肥置き場(主としてコンクリート製のもの)	17
	堆肥置き場(主として金属製のもの)	14
(2)たい肥の調整機械	発酵機(装置)	7
	シヨベルローダー	7
(3)たい肥の散布機械	マニアスプレッター	7
(4)たい肥の運搬機械	ダンプカー	4
	トラック	5

(3) 貸付対象者

貸付対象者は、農協及び農協連、畜産農業者、農業生産法人などこれまで認められてきた貸付対象者に加え、畜産農業者1人以上を含む農業者の集団も対象とされました。これは、畜産農業者と耕種農家を含む耕畜連携の集団を想定したものです。

借受者(畜産農業者等)は、貸付施設の利用について堆肥の利用先との間に堆肥の利用に関する規約を締結しなければならないほか、「環境と調和の取れた農業生産活動規範」(いわゆる農業環境規範)に従った農業生産活動を実践しなければならないとされています。また、配合飼料価格安定制度への継続的加入等の確認が条件とされています。

(4) 貸付期間

貸付期間は、法定耐用年数と同じ期間です。貸付期

間の短縮は、従来どおり申請により認められます（延長は不可）。

(5) 貸付手続その他

そのほか、貸付手続、貸付料の支払方式、その後の貸付施設の管理等については、これまで実施してきた補助付きリース事業と同様です。従来通り、直接方式、間接方式とも可能です。従来の直接方式で機構と委託契約を締結して貸付手続を実施している受託団体は、引き続きこの事業についても受託業務を行うことができます。

なお、貸付申請書の提出については、これまでは期限を設けていませんでしたが、今回からは毎年度1月末までに機構に必着で提出していただくことになりました。

また、補助金部分に係る消費税の借受者（畜産農業者等）における留保分の返還等についても従来の事業と同様の取扱いとなりますので、ご協力方よろしくお願ひします。

(6) 事業の実施期間及び事業規模

この事業の実施期間は、平成24年度までの5年間、平成20年度のリース枠は26億円となっています。

3. 畜産経営生産性向上支援リース事業（補助率3分の1）

(1) 趣旨

最近の飼料価格の高騰に伴い、国においては各般の対策を講じられているところですが、その一環として、畜産経営の生産性向上を図ろうとする畜産経営等に対し、個々の経営の創意工夫や主体的な判断を尊重しつつ経営改善への取組みを支援する観点から、必要な機械等をリースすることにより畜産経営の生産性向上対策を支援する事業を実施することになりました。

(2) 貸付対象施設

貸付対象施設は、「生産効率向上に資するもの」、「労働力軽減に資するもの」及び「飼料費低減等に資するもの」です。できるだけ多くの方にこの事業を利用していただく観点から、1借受者に対する貸付は、

そのいずれか1種類・1貸付対象施設とされています。例外的に複数の種類・貸付対象施設の貸付申請する場合、又は生産性向上に資する機械等のうち乗用作業機械の貸付を申請する場合には知事又は畜産主務課長の特認が必要とされています。また、1借受者に対する貸付は総事業費3,000万円（消費税込み。以下同じ。）以内（乗用作業機械は1,000万円以内）とされています。

別表「種類別貸付対象施設等及び貸付期間」

(1) 生産効率向上に資する機械等

種 類	貸 付 対 象 施 設 等	貸付期間 (年)
①通風装置	換気扇、送風機	7
②飼料攪拌機	飼料攪拌機（ミキサー）	7
③細霧装置	細霧装置一式	7
④乳質改善機械装置	乳頭洗浄機	7
⑤発情分娩管理装置	発情発見機、分娩監視装置	7
⑥乗用作業機械	トラクター、ショベルローダー	7

(2) 労働力軽減に資する機械等

種 類	貸 付 対 象 施 設 等	貸付期間 (年)
①自動哺育機	哺乳ロボット	7
②自動給餌器	自動給餌機一式	7
③自動搾乳装置	搾乳ユニット自動搬送装置	7
④集卵装置	集卵装置	7
⑤汚卵洗浄機	汚卵洗浄機	7

(3) 飼料費低減等に資する機械等

種 類	貸 付 対 象 施 設 等	貸付期間 (年)
①飼料収穫機	モア、モアコンディショナー、フォーレージハーベスター	7
②飼料梱包機	ロールベアラー、ラッピングマシン、ハーベラー	7
③飼料反転・集草機	テッターレーキ、レーキ、テッター	7
④飼料積込機	グリッパー	7
⑤飼料貯蔵施設	バンカーサイロ（主としてコンクリート製のもの）	17
⑥エコフィード給餌装置	エコフィード給餌システム一式（受入槽、混合施設、搬送ライン）	7
⑦飼料米利用に必要な機械	飼料米利用に必要な機械一式（粉碎機、混合機、飼料タンク）	7
	※広域的な供給拠点となる場合には、飼料搬送用車両も可。 トラック	5
	軽四輪自動車	4

（注）貸付申請者は、上記「種類別貸付対象施設等及び貸付期間」から1種類1貸付対象施設等のみを

導入することができるものとする。また、(1)の⑥を導入する場合及び複数種類の貸付対象施設等を導入する場合には、都道府県知事又は畜産主務課長がその理由・必要性について認めた者に限ること(特認)とし、この場合も含め、総事業費は3,000万円以内、(1)の⑥の事業費は1,000万円以内とする。

(3) 貸付対象者

貸付対象者は、農協及び農協連、畜産農業者、農業生産法人などこれまで認められてきた貸付対象者とほぼ同じですが、畜産農業者については、認定農業者又は知事特認者であることが必要となりました。

借受者が環境規範に従った農業生産活動を実践しなければならないことは、前述の家畜排せつ物利活用推進事業と同様です。

(4) 貸付期間、貸付手続その他

貸付期間、貸付手続その他の留意事項等については、前述の家畜排せつ物利活用推進事業と同様です。

(5) 事業の実施期間及び事業規模

この事業の実施期間は、平成22年度までの3年間、平成20年度のリース枠は46億円となっています。

4. 通常リース事業

以上述べてきたように、新しい補助付きリース事業は、いずれも、事業目的や効率的実施の観点から貸付対象施設について制限的に運用せざるを得ない状況にあります。機構としては、複数の施設の整備を総合的に整備しようとする農家においては、補助付きリース事業で導入する施設以外については、引き続き実施する通常リース事業を活用して整備することができま

す。通常リース事業については、利用条件も補助付きリース事業に較べて緩やかなので、このような補助付きリース事業との組み合わせのほか、通常リース事業単独の利用も期待しています。

通常リース事業については、平成20年度は14億円のリース枠を用意しています。

5. その他

機構が実施するこれらリース事業の円滑な実施のためには、都道府県、借受団体、受託団体、借受者その他の関係者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。ご不明の点があれば、遠慮なく機構にお問い合わせ下さい。

